

対象は5000万円未満

最低制限価格制度を拡大

福島市

福島市は、最低制限価格制度の対象案件を拡大する。3月末まで試行的に行うもので、これまでおおむね3000万円未満の工事が対象となっていた最低制限価格制度の対象金額をおおむね5000万円未満に引き上げる。同時におおむね1000万円以上の業務委託

にも最低制限価格制度を適用する。同市では今回の試行結果を踏まえ、08年度以降のダンピング受注対策を検討していく方針。

同市は現在、最低制限価格制度と低入札価格調査制度の二つの制度を活用している。低入札価格調査制度はこれまでおお

むね3000万円以上が対象となる制限付き一般競争入札に適用されていた。一方、それ以外の工事は最低制限価格制度が導入されていた。今回の試行では低入札価格調査制度の対象をおおむね5000万円以上とし、おおむね3000万円以上おおむね5000万円未満の建設工事には最低制限価格制度を適用する。ただ全案件に固定するものではなく、工事内容で適用しない場合もある。